

# 平和で静かな空を

## 第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

No. 10号

発行 09年2月20日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

### 一人一人の力が「訴訟勝利」のエネルギーです

### 裁判の傍聴や原告団の集会に参加しませんか!!

3月8日(日) 第2回代議員総会が開かれます 総会：14時～  
交流会：16時～ (参加費500円)

梅の便りから桜の便りへと季節も春一色となりつつあります今日この頃ですが、原告団の皆様にはいかがお過ごしですか。提訴してから一年を経過3月8日には第2回代議員総会が藤沢産業センターにて開かれます。代議員に選ばれた方はもちろん選ばれなかった方も裁判勝利に向けて積極的にご参加下さい。

下記は代議員総会への08年の経過報告と次年度(09年)に向けての活動計画(案)を記載致しますのでお目通し下さい。

## 08年 活動報告

(2007年 9月 ～ 2008年12月)

### I. はじめに

私たちは07年9月1日、約330名の原告が参加した『結団式』と、11月11日原告148名が集って開催した『第一回 代議員総会』で、「第四次訴訟勝利」に向けて、規約・組織・活動方針などを固めるとともに、原告団の意思統一を図りました。以後、この総会で確認し決定された「活動方針」に従い、様々な課題の実現に向けて「活動計画」の推進に努めてきました。

08年の活動を総括しますと

- ① 弁護士会議、進行協議出席と口頭弁論への対応
- ② 追加提訴への取組による原告団組織の拡大
- ③ 組織(支部・ブロック)の活性化と広報の充実
- ④ 爆音測定・飛行監視行動、爆音カレンダーの取組み
- ⑤ 「反基地・反爆音」に関する連帯組織との集会や国・行政・基地への抗議・要請行動
- ⑥ 全国基地訴訟団と大同団結した「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」の結成などの多くの課題に取り組んできました。

### II. 訴訟団の組織と社会的な役割

#### 1. 訴訟団の規模と提訴

私たち「第四次厚木爆音訴訟団」は、07年12月17日 原告6130名で「損害賠償」と、「飛行差止め(民事・行政)」を求めて、横浜地裁に提訴しました。

しかし、提訴時点で書類が不備のためやむなく提訴出来なかった方が百数十名にものぼり、さらに数多くの方々から訴訟に加わりたいとの強い要望があり、年4月提訴を目途に3月末まで追加原告の募集を行いました。

その結果、4月21日924名の原告が横浜地裁に追加提訴を行い、「第四次訴訟団」は原告数 7,054名(2458世帯)という、基地訴訟ではかつてない最大規模の原告団を組織することとなりました。このことは、マスコミにも再三取り上げられ、社会的にも大きな関心を集めました。

なお、「第四次訴訟」では、06年1月に告示された「住宅防音工事助成対象区域」(いわゆる、コンター)の見直しにより、新たに対象区域となった「東京都町田市」および「茅ヶ崎市」の方々原告に加わりました。

#### 2. 訴訟請求の規模

私たち「第四次訴訟」では、「損害賠償請求」と第三次訴訟では見送った「飛行差止め請求」を国と争っています。

「飛行差止め請求」では「民事訴訟」と「行政訴訟」で争います。

#### (1) 損害賠償請求

①原告1人に対し1ヶ月当たり損害金2万円と、弁護士費用3千円をそれぞれ、過去3ヶ年分を請求。(第三次原告の方は過去2年6ヶ月分を請求)。損害賠償請求額第1回(07年12月17日)提訴 6,130名46億5千6百81万円、第2回(08年4月21日)提訴924名7億2千8百45万6千円合計7,054名、53億8千5百26万6千円なお、訴状では過去分のほかに、「飛行差止めが実現するまでの損害賠償」を請求しています。→ 将来分の請求

#### (2) 飛行差止め請求

##### ①「民事訴訟」

- 1) 被告・国は、自衛隊機、米軍機を厚木飛行場で、毎日午後8時から翌日午前8時までの間、一切の航空機の離発着とエンジンを作動させてはならない。
- 2) 毎日午前8時から午後8時までの間、原告らの居住地に、70ホンを超える一切の航空機騒音を到達させてはならない。

##### ②「行政訴訟」

- 1) 防衛大臣は厚木飛行場で、毎日午後8時から翌日午前8時までの間、自衛隊機を運航させてはならない。また自衛隊機を訓練のために運航させてはならない。
- 2) 防衛大臣は厚木飛行場で、毎日午後8時から翌日午前8時までの間、国が管理する区域を、一切の米軍機に対し運航のための使用を認めてはならない。
- 3) 防衛大臣は厚木飛行場で、原告ら居住地における1年間の航空機騒音が75Wを超えることとなる、自衛隊機の運航をさせてはならない。また、1年間の航空機騒音75Wを超える一切の米軍機の運航のための使用を認めてはならない。

##### ③「飛行差止め請求」原告

- 1) 「行政・民事」両訴訟原告11名
- 2) 「行政訴訟」原告47名(行・民両訴訟 11名を除く)
- 3) 「民事訴訟」原告54名(行・民両訴訟 11名を除く)

合計 112名

(3)「飛行差止め請求」は、爆音被害の解消だけでなく、国の防衛政策全体にも大きな影響を及ぼし、特に『行政訴訟』での「飛行差止め請求」は、全国の爆音訴訟では初めての取り組みであり、社会的にも大きな関心を呼んでいます。

飛行差止め裁判勝利するまで闘うぞ



### III. 組織を強め相互の信頼を高めるために

冒頭にも述べましたが、私たち第四次訴訟団は、7,054名の原告団で組織されています。原告一人一人が「爆音をなくして、平和で静かな空を取り戻す」ことを目的に結集した団体です。目的の達成に向けて、組織の和と原告相互の信頼を築き、連帯を強めるための様々な活動に取り組んで来ました。

#### 1. 支部、ブロック組織の活動強化

「第四次訴訟団」は12支部で運営しています。各支部にはブロックを設けそれぞれにブロック長を配し、原告団の活動を支える母体となり、支部集会や勉強会、原告会員証の戸別配布などの活動を通じ、役員と原告、原告と原告が直接ふれあうことにより、原告相互の信頼関係や一人一人の参加意識を高め、活動の活性化

が図れるように努めて来ました。

また、支部・ブロック活動を活性化させるための方策の一つとして、支部活動費を予算計上して各支部に配分しました。さらに、厚木基地平和利用研究会主催の米軍・横須賀基地見学会には、参加者募集、チラシ・説明資料作成など積極的な協力を行ってきました。

(※支部と支部役員の構成は役員名簿を参照下さい。)

## 2. 原告交流会の実施

原告団は年1回、裁判の進行状況や、厚木基地の動き、原告団の活動経過など原告相互の対話を通じて、裁判への意識を高めるため弁護団を交えて、「新春の集い・原告交流会」を開催しました。また、地域で自主的に開かれた原告集会や勉強会には、各支部の要請に応じ事務局から参加して、活動報告や活動への協力要請などを行いました。

## 3. ブロック長会議・学習討論会の実施

地域において、直接原告との接点となるブロック長の学習討論会を役員・原告の参加希望者・弁護団を交え90名が参加して、08年4月26日(土)相模原市の「国民年金保養健康センターささみの」で開催しました。内容は、「訴訟の趣旨・ブロック長の役割・厚木基地の現状(議員団によるパネルディスカッション)」などを学びました。

また、私たちの訴訟は何を目的に、何を求めて裁判を起こしたのかを学習するため、08年1月27日(土)と2月9日(土)に弁護団を招き、「訴状の内容」と「飛行差し止め請求」について学習会を両日併せて原告124人が出席して開催しました。

なお、ブロック長会議の開催に当たり、会場準備から会議運営に至るまで相模原支部の大勢の方々にご協力を頂きました。心から感謝申し上げます。

## 4. 広報活動の充実化

裁判の進行状況、口頭弁論での審理内容、原告意見陳述内容や、原告団の活動状況を全ての原告の皆さんに的確にお伝えして、原告団の活性化を図ることを目的に、「原告団ニュース」の発行を当初発行計画を変更し、ほぼ2ヶ月毎に発行して来ました。

特に、口頭弁論については、毎月弁護団の解説や原告意見陳述を全文掲載して、裁判の詳細をお知らせして参りました。

## IV. 裁判に係わる諸行動

裁判に勝利するためには、法廷での闘いだけでなく私たち原告が日常的に「爆音をなくす」活動を行っている姿勢を示すことが重要です。そのために弁護団と連携を取りながら、裁判(口頭弁論)の傍聴行動をはじめ、さまざまな活動に取り組んできました。

### 1. 提訴に向けての準備作業

07年9月の「結団式」以後実行委員会から引き継ぎ、提訴時に必要な原告全員の「住民票」「委任状」「被害陳述書」「入会承諾書」の受け付け、記載内容チェックと修正作業、追加原告募集活動と加入説明会など、役員・支部長をはじめブロック長や応援を頂いた多くの原告の皆さんの積極的なご支援とご協力、提訴に間に合わせる事が出来、このことをご報告して心からお礼を申し上げます。

### 2. 提訴日までの市民アピール行動

私たちは、「第四次訴訟」を提訴するにあたり、提訴するに至った経緯や提訴の意義、基地被害の実態、基地被害への抗議など一般市民へのアピール行動として12月8日(土)やまと公園で、「第四次厚木爆音訴訟勝利大和市民集会」を爆同・泉央共闘・平和運動センターの支援のもと、約800名が参加して行いました。

### 3. 提訴日の行動

07年12月17日(月)、原告170名と弁護団・支援団体を併せて220名が参加して横浜地裁に提訴しました。

JR・関内駅に集合して、横断幕を先頭に、のぼりを掲げゼッケンを胸にデモ行進をおこない、地裁前での決起集会に臨みました。



決起集会では、藤田団長が「今度こそ、飛行差し止めを実現したい」との強い決意を表明しました。引き続き福島社民党党首をはじめ、各支援団体代表の連署挨拶と激励を受け、午後2時00分原告代表と弁護団が、民事訴訟・行政訴訟の両訴状と委任状を横浜地裁に提出しました。このあと会場を「エルプラザ」に移し、「報告決起集会」と、マスコミ各社との記者会見を行いました。当日のNHKテレビでの報道をはじめ、翌18日(火)付の各紙でも「大原告団で第四次厚木爆音訴訟提訴」の記事が大きく扱われ、私たちの「四次訴訟」の社会に与える影響が、どれだけ大きなものかうかがい知ることが出来ます。

## 4. 裁判(口頭弁論)の傍聴行動と原告意見陳述対応

08年5月12日(月)の「第一回口頭弁論」を皮切りに、私たち「第四次爆音訴訟」の法廷での審理が始まりました。初年度はほぼ2ヶ月に1回のペースで、4回の口頭弁論が行われました。私たちは、この訴訟にかける熱意や関心の高さを示して、国や裁判官に無言の圧力をかけるため、各支部に動員割り当てを行い毎回傍聴席を満席に出来るよう対応してきました。

さらに、原告の「爆音被害の実態と爆音に対する思い」を裁判所に訴えるために、原告を代表してそれぞれの立場から原告意見陳述を行って頂きました。

各口頭弁論での意見陳述原告の皆さんと、傍聴動員数は次の通りです。

第一回 口頭弁論 08年5月12日(月) (傍聴動員数・120人)

藤田 栄 治 原告団長 原告7,054人を代表して

富 樫 シズエ さん (大和第六支部)騒音被害激甚地居住者の立場で

大 塚 力 さん (藤沢支部)新コンター区域居住者の立場で

小 川 誓 順 さん (町田支部)障害者施設経営者の立場で

第二回 口頭弁論 08年7月30日(水) (傍聴動員数・75人)

中 村 洋 子 さん (相模原支部)主婦・介護ヘルパーの立場で

鈴木 壺 樹 さん (町田支部)新コンター区域居住者の立場で

第三回 口頭弁論 08年10月6日(月) (傍聴動員数・80人)

角 田 敏太郎 さん (大和第二支部)4世代にわたる原告として

第四回 口頭弁論 08年12月10日(水) (傍聴動員数・90人)

永 井 圭 子 さん (大和第一支部)主婦・母親の立場で

以上8名の方々が、それぞれの立場で意見陳述を行いました。いずれの陳述も「爆音の被害」や「私たち原告の思い」を、ありのままの熱い気持ちで訴えて頂きました。8人の方々に改めて心からお礼申し上げ感謝の意を表します。

## 5. 「爆音による健康被害調査」への対応

弁護団が、「第四次訴訟」で特に重要視しているのが「ストレス」「睡眠妨害」「血圧への影響」などの健康被害の立証です。京大・横浜国大教授のご協力を得て「睡眠調査・唾液測定」と、斎藤医師(原告団相談役)による「血圧測定」に取り組んでいます。

しかしながら、調査にご協力頂きたいと「大和市在住で夜勤勤務の方」を募集しましたが、皆無の状態でした。また「血圧測定」についても、ご協力は僅か4人という状況です。原告の皆さんの一層のご協力を願っています。

## 6. 爆音測定・飛行監視行動、抗議集会などの活動

爆音被害の実態を私たち原告自身の手で把握して、裁判への有効な証拠とするために、原告21名で「爆音データ収集チーム」を結成し、爆音測定・飛行監視行動を行う体制を整えました。

9月29日(月)早朝6時から、降りしきる冷雨の中、厚木基地滑走路の南北地点で、弁護団とともに、日本中が横須賀配備を反対する中、9月25日(木)強行入港した原子力空母「ジョージ・ワシントン」の艦載機の爆音測定・飛行監視行動を行いました。

午後4時まで、南北合わせて107回の騒音を測定しました。最高音は南側で104.7dB、100dB以上は南北合わせて17回を記録しました。

なお、この測定データは12月10日の第四回 口頭弁論に、各自自治体の測定データとともに爆音被害の証拠として、裁判所に提出されました。

午後4時からは、雨の中を参加頂いた南北合わせて70名の原告の方々「原告団集会」を開催し、「測定結果報告・裁判の今後の流れ・厚木基地の動向」などを報告しました。

さらに、10月6日から韓国訪問、海自との共同訓練などを行っていた原子力空母「ジョージ・ワシントン」が、11月21日再び横須賀に入港し、24日から艦載機が訓練を始めました。激しい爆音を連日まき散らしています。

この爆音被害を記録するため「爆音データ収集チーム」では、年末・年始を挟んで12月23日(火)から1月31日の間、週に1回爆音測定・飛行監視活動を行いました。現在そのデータの集約を行っています。

\*12月27日(土)～1月6日(月)は自動騒音測定を実施

なお、9月5日(金)海上自衛隊の次期固定翼哨戒機XP-1(ジェット機)の乗り入れ時にも、爆音測定と監視行動を行いました。(XP-1:86dB、P3-C:87dB)

今後の口頭弁論日程は次の通りです。

第6回4月22日(水) 13時30分

第7回6月22日(月) 13時30分



## 7. 爆音カレンダーの取組み

原告が自らの手で爆音被害の実態を記録し、裁判での爆音被害立証を目的に「爆音カレンダー」の取組みを行いました。

各支部で、2〜3グループ(5〜6人/1グループ)の編成と、個人参加での取組みでした。

第一回目の取組みは、原子力空母「ジョージ・ワシントン」が横須賀に初めて入港した9月21日(日)〜10月25日(土)の5週間 176人(うち個人・53人)の方々にご協力を頂きました。ただ残念なことは、空母「ジョージ・ワシントン」が韓国訪問のため、艦載機の厚木への飛来も10機程度と少なく、訓練飛行もほとんど行われず記録が取れなかったことです。

第二回目の取組みは、「ジョージ・ワシントン」が11月21日(金)再入港してからの12月21日(日)〜1月25日(日)の5週間、爆音測定活動と並行して第一回目にご協力頂いた176人の方々に参加して頂きました。

記録の集計が完了次第、弁護団と協議のうえ裁判資料として役立てたいと考えています。5週間という長期間、2回にわたり「爆音カレンダーの取組み」にご協力頂きました176人の方々には深く感謝申し上げます、重ねてお礼申し上げます。



ニュースの発送に忙しい事務局のスナップ



## 8. 関係機関への抗議と自治体との連携

150万人とも250万人ともいえる住民が生活を営んでいる人口密集地の上空で、米軍機や自衛隊機が激しい爆音を振りまき、危険極まりない飛行訓練を繰り返している状況は、世界にも例のない異常な事態といえます。

私たちはことある度に、外務省・防衛省・南関東防衛局などの政府関係機関や米軍基地司令官に対する抗議行動、また、神奈川県をはじめ厚木基地周辺関連自治体に対しては、爆音解消に向けて積極的に国へ働きかけることなどを要請して来ました。

主な抗議・要請活動は次の通りです

- 07年12月8日(土) 米軍・海自司令官 爆音抗議、訓練飛行停止、XP-1乗り入れ反対
- 07年12月14日(金) 南関東防衛局 爆音抗議、XP-1乗り入れ反対
- 08年 8月28日(木) 南関東防衛局 爆音違法状態の解消、XP-1乗り入れ撤回
- 08年 9月23日(水) 海自司令官 XP-1撤退申し入れ  
米軍司令官 空母「ジョージ・ワシントン」配備抗議と艦載機撤退申し入れ
- 08年12月10日(水) 南関東防衛局 FA18飛行訓練中止申し入れ
- 08年12月11日(木) 米軍司令官 FA18飛行訓練中止申し入れ
- 08年12月10日と11日は、米本土でのFA18墜落事故を受けての申し入れ

## V. 関連団体との連携

私たち「第四次訴訟原告団」は、全国各地で「反基地運動」や、「平和運動」をすすめている多くの市民団体と連携を図ってきました。神奈川県内では、厚木基地と密接な関わりを持つ関連3団体と緊密な連携をとりながら、様々な活動に取り組んで来ました。

全国的には各地の「基地爆音訴訟原告団」と、「交流会」の開催を経て「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」を結成し、全国で活動を進めて行くことを確認しました。

また、米軍再編問題で大きく揺れ動いた「岩国基地」周辺の方々を支援するため、現地の要請に応じ「市民集会」などに参加して、「厚木基地と訴訟の現状報告」等を行って連携を強めました。

### 1. 関連3団体との連携活動

- 1) 厚木基地爆音防止期成同盟 (略称:厚木爆同)
- 2) 神奈川平和運動センター (略称:平和運動センター)
- 3) 原子力空母の母港化に反対し基地のない神奈川をめざす県央共闘会議 (略称:基地撤去をめざす県央共闘会議)

\*活動実績の詳細は、「活動経過報告書」をご参照ください

主な活動は次の通りです

- 08年3月28日(金)「厚木と岩国を結ぶ集会」(井原前岩国市長を囲んで)
- 08年9月21日(日)原子力空母「ジョージ・ワシントン」入港阻止連帯行動 ~ 23日(火) (大和駅頭座り込み、リレー・トーク、怒りの炎)
- 08年10月26日(日)「ピースフェスティバル 2008」

### 4)「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」結成

私たち「第四次訴訟原告団」をはじめ、全国で米軍機・自衛隊機の航空機騒音をめぐり、基地爆音訴訟を闘っている7訴訟原告団が結束して、「反基地・反爆音」の実現をめざし12月7日・8日大和で、「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」の結成総会を開催し発足しました。この組織は、私たち「第四次訴訟原告団」が中心的な役割を担って活動を行います。

「連絡会議」は 次のことを主な課題として活動します。

- 裁判に関する情報交換、課題の共有化と各訴訟への支援
- 政府、関係機関への共同抗議・要請行動
- 組織の全国化をめざし他地域(三沢・千歳など)への呼びかけ

なお、12月8日、各訴訟原告団共通の課題を中心に外務省・防衛省に抗議要請行動を行いました。

## VI. その他

### 1. 原告団入会金・年会費未納付原告対策

原告団への08年分入会金および年会費未納付会員対策として、5月および9月の2回にわたり文書による督促を行いました。

また、11月には支部長に未納付原告の自宅を各戸訪問して頂き、納付の督促を行い未納付原告の減少に努めて来ました。

### 【まとめ】

08年は、16ヶ月という変則的な長期間にわたる活動でした。

役員体制や支部・ブロックの編成などの組織づくり、提訴時に必要な書類の収集・整理や記載内容のチェックと手直し作業、口頭弁論への対応など時間も戦いながら、様々な課題を支部長初め役員・ブロック長・原告の皆さんのご支援やご協力を頂き、活動を推進することが出来ました。心から感謝とお礼を申し上げます。

引き続き「平和で静かな空」の実現をめざし「四次訴訟勝利」に向けて、09年も精一杯頑張っていきます。原告の皆さんのご協力をお願い致します。

爆音がうるさいときは積極的に苦情と抗議の電話をしよう (裁判勝利の為に)

苦情の電話は月ごとに集計され発表されています。米軍は苦情件数でうるさを判断するそうです。

**爆音がうるさいときは抗議と、苦情の電話をしよう**

抗議の電話は  
防衛省南関東防衛局庶務事務所  
電話: 046-261-4332  
夜間・休日: 045-211-7386

苦情の電話は各市の渉外課・基地対策課・企画調整課へ  
大和市基地対策課・046-260-5312  
大和市役所・046-263-1111  
綾瀬市基地対策課・0467-70-5604  
海老名市企画経営課・046-231-2111  
座間市渉外課・046-252-8307  
相模原市渉外課・042-769-8207  
鎌倉市渉外課・0466-25-1111 (代) 内線2181  
町田市企画調整課・042-724-2103  
神奈川県基地対策課・045-210-3375

## 09年 活動方針 (案)

(2009年 1月 ~ 12月)

08年は、活動報告でも述べましたように、原告団の体制と組織づくりや提訴に向けての準備作業、追加提訴や口頭弁論対応など手探りの状態で多忙を極めた08年でした。

しかしながら、一年間の活動を通じてこれらの課題も一応整備され、活動も軌道に乗って来ましたので、ある程度の見通しを立てながら諸活動に取り組むことが出来るものと思います。

09年は、「訴訟に勝つために、原告は何をやればいいのか」を念頭に、弁護団との連携をより一層強くして活動を進めて行きます。

## 09年の具体的な活動

### I. 組織力を強め組織の活性化を図るために

#### 1. 支部体制の見直しと活性化

08年活動報告でも述べましたように、組織は「人の和と信頼そして連帯」を強めることが重要です。08年は、その方策として支部体制の構築と、支部の活性化を図るための活動を進めて来ました。しかしながら支部間ではかなりの温度差があり、支部に要求される機能が残念ながら十分とは言えません。従って、09年は

- ・支部体制の再構築（ブロック長選任と担当区域の明確化）
- ・支部原告集会の開催（原告団活動・行動の協力要請と支部原告交流集会）
- ・要請に応じて、事務局の支部活動への支援や協力をしていきます。
- ・08年に引き続き、「支部活動費」を予算計上し財政面でもサポートします、等の活動を行います。

#### 2. 若年原告に対する原告団活動参加への呼びかけ

30数年におよぶ「爆音訴訟」は、訴訟を繰り返すたびに原告の高齢化が進んで来ました。息の長い裁判闘争に若い力を取り込んで、活動に新風を吹き込み活性化を図りたいと考えます。そのために各支部のご協力を得て、若い原告の方々を対象に、原告団活動への積極的な参加を呼びかける「ミニ対話集会」を行います。詳細実行計画は各支部と調整致します。

#### 3. 原告交流集会・ブロック長会議・学習会の開催

08年に引き続き、原告団活動の状況や裁判の進行状況、厚木基地の動向など対話を通じて情報を共有化して、原告一人一人の意識を高めるために、弁護士を交えた原告交流集会やブロック長会議、学習会を適宜開催します。

なお、幹事は各支部持ち回りで、会場準備や集会運営等のご協力をお願い致します。

#### 4. 地域に密着した親しみやすい「原告団ニュース」づくり

原告団の活動状況や、裁判（口頭弁論）の内容、基地の動きなどの情報を、より詳しく、的確に原告の皆さんにお伝えするために、「原告団ニュース」の発行は欠かせません。

09年は、各支部に密着した記事を掲載して、原告の皆さんに親しみをもってもらえるような紙面にしていきます。従来の掲載内容に加えて

- ・原告の皆さんから寄稿していただき、「原告の声」欄の充実
- ・各支部から「支部の活動の様子や支部の話題」などの支部紹介記事などを企画します。

### II. 訴訟勝利に向けて

私たちの「第四次爆音訴訟」も、横浜地裁に提訴して一年を経過しました。この間、裁判（口頭弁論）では原告と被告・国のお互いが、文書でそれぞれの主張をやりとりする場面が続きましたが、いよいよお互いの主張を述べあう場面が多くなって来ます。

私たち原告は、このような裁判の動きのなかで弁護士との連携をより密にして「訴訟勝利」を勝ち取るために、「爆音被害の実態」を弁護士へ的確に提供して行きます。そのために、次の活動を進めて行きます。

#### 1. 口頭弁論の傍聴行動と

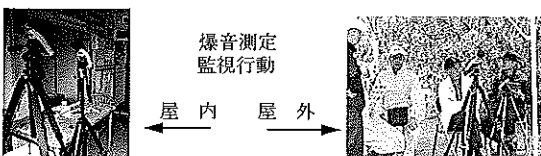
原告意見陳述・原告本人尋問への対応

口頭弁論は、計画的な審理を進行させることで、2ヶ月に1回開かれています。私たちは「訴訟勝利」の姿勢を、裁判所や世論に強くアピールすることが重要です。そのためには、常に傍聴席を原告で満席にすることが不可欠です。支部長、ブロック長を通じて参加を呼びかけますので、積極的に参加して頂きます。

また「原告自身のことば」で「爆音被害の実態」を裁判所に訴える、「原告意見陳述」と「原告本人尋問」には毎回、原告を代表して数名の方に出廷して頂きます。この対応については、弁護士と協議のうえ別途協力を要請します。

#### 2. 爆音測定・飛行監視行動の取組み

08年に結成した「爆音データ収集チーム」が中心となり、「爆音測定」と「飛行監視行動」などの爆音被害を立証するための取組みを行います。さらに09年は、各地域において過去の訴訟で不利な判決を下された原告の方々のご自宅（例・75W値地域で準工業地域に居住）や、80W値線と75W値線の境界地域などのコンター線境付近の爆音測定も行い、過去の判決を覆すデータを収集し弁護士に提供して行きます。実施計画は別途「爆音データ収集チーム」が立案します。



なお、行動の際には、該地域の原告集會を併せて開催します。支部を通じて原告の皆さんに参加要請をしますので、多数の方々参加をお願いします。

#### 3. 爆音カレンダーの取組み

08年に引き続き、「爆音被害」の重要な証拠の一つでもある「爆音カレンダー」の取組みを行います。取組みの時期や取組み期間は、米軍の訓練飛行の動向を注視しながら決定します。原告の訴訟への参加意識を高めるためにも、多数の原告の方々に参加要請を行います。

また「10歳代の小学生」に、楽しくゲーム感覚で出来るような方法で、子ども達の「眼や耳・肌・心」で感じた「爆音被害」をカレンダーに書いて貰う、新たな取り組みを実施します。

#### 4. 原告陳述書・原告居住陳述書作成への対応

当面の活動では、原告全員が「陳述書（被害状況）」か「原告居住陳述書」のいずれか、あるいは両方を裁判所に提出しなければなりません。

作成時期その他詳細は弁護士と調整のうえ、各支部を通じてお知らせしますが、「陳述書の作成」はおおよそ700世帯の原告（世帯の代表者）を予定しています。なお、作成には、弁護士がご本人と直接面談しながら行います。

各支部には、会場手配や準備、本人面談当日のサポートなどの支援をお願いします。

#### 5. 現地検証への取組み

現地検証は、裁判所が爆音被害の実態を現地（厚木基地周辺）で身をもって体験し、判決の判断材料とする裁判の中でも最も重要な場です。被告・国も同行します。

09年には、この現地検証が行われるものと予想されます。

私たちは、この検証で原告団の訴訟に対する意気込みを見せつけることが大変重要です。現地検証の実施当日は、検証会場を大勢の原告で埋め尽くすような動員体制を取ります。

### III. 訴訟勝利と爆音解消をめざす連帯行動

私たちは、多くの支援団体や友誼団体に支えられて、裁判を闘っています。

09年も引き続きこれまでの長い間支えて頂いてきた

- ・厚木基地爆音防止期成同盟（略称：厚木爆同）
- ・神奈川平和運動センター（略称：平和運動センター）
- ・原子力空母の母港化に反対し基地のない神奈川をめざす県央共闘会議（略称：基地撤去をめざす県央共闘会議）

の3団体との連帯行動を主体に、「反基地・反爆音集會」、「国や行政への抗議・要請行動」などの活動が必要に応じて行い、爆音を初めとする基地被害問題を社会的にアピールして行きます。

また、私たちは「横須賀に空母が居るかぎり、厚木は静かにならない」との思いを抱いています。原子力空母「ジョージ・ワシントン」の事実上の母港である横須賀市の「空母母港化」に反対する市民団体とも連帯して行きます。

さらに、昨年私たち第四次訴訟団が中心的な役割を担い、全国6基地・7訴訟団で結成された、「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」とも連帯し、裁判に関する情報交換や、共通課題に係わる国・行政への抗議・要請行動などを行い、それぞれの裁判勝利に向けた活動を進めます。

以上、09年活動方針を提案いたします。

これらの活動計画を、「訴訟勝利」に結びつく活動にするためには、原告の皆さんが一枚岩となって、積極的に活動に参加して頂くことが不可欠です。一部の原告だけの活動では裁判に勝つことは出来ません。全原告の力強いご協力をお願い致します。

